

第50回「上海IPG」会合

日時 2011年1月20日(木) 14:00

場所 上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

第一部 各種連絡事項

① 新規メンバーご紹介

(司会)

皆様、本日はお忙しいところ、また、雪でお足元が悪いところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。只今より、第50回上海IPG全体会合を始めさせていただきます。私は、JETRO上海センターの安藤と申します。本日の司会を務めてさせていただきますので、宜しくお願い致します。

では、お手元の資料の「議事次第」のほうをご覧くださいませ。最初に第一部の各種連絡、報告事項から始めさせていただきます。宜しいでしょうか。

では、冒頭一番でございますが、上海IPGの新規メンバー様のご紹介をさせていただきます。お一人ずつお名前を呼び致しますので、お手数ですが、前の方にお越し頂きまして、簡単なご挨拶を頂戴できますでしょうか。

(司会)

象印マホービン株式会社 後藤様、宜しくお願い致します。

① 【象印マホービン株式会社 後藤昌彦氏】

どうも初めまして。只今ご紹介にあずかりました象印マホービンの後藤と申します。弊社は今年創立93年を迎える会社でございます。連結売上が600億円弱、従業員数が約450名の規模の会社でございます。特に、中国での市場については、今まで国内の販売がメインであったということもありまして、ようやく去年から代理店の開拓であるとかを始めているところでございます。その後方支援という形で知的財産権の保護とそれから中国での模倣対策をこれから手掛けていくという状態でございます。ですから、まだ何も分らないまま、仕事をしているという状態でございますので、皆様のご教授を今後とも宜しくお願い致します。どうも有難うございます。

(司会)

後藤様、ありがとうございます。続きまして、株式会社TJMデザイン 大久保様、宜しくお願い致します。TJMデザイン 大久保様、まだお越しになっていらっしゃいませんか。では、後ほどまたご紹介させていただきます。では、続きまして、NITTA上海企業管理有限公司 藤井様、いらっしゃいますでしょうか。

② 【NITTA(上海)管理企業有限公司 藤井氏】

初めまして、NITTA(上海)管理企業有限公司の藤井と申します。

私ども電動用、搬送用のベルト製品、それから空圧、油圧のチューブホース製品を製造、販売している会社でございます。中国に進出してから10年来にはなるのですが、模倣品対策というようなどころに関しては、ちょっと怠ってきたところがございます。これから改めて取り組んで参りたいと思ひまして、参加させていただきました。

宜しくお願い致します。

(司会)

藤井様、ありがとうございます。TJM デザイン様は未だお見えになっていらっしゃいませんでしょうか。では、また後ほど機会を見ましてご紹介させていただきます。

続きまして、二番目の議題になりますが、新しい運営幹事の方のご就任のご挨拶ということでご紹介させていただきます。今まで、JTEKT（中国）投資有限公司の布川様に幹事をお願いしておりましたが、そのご後任に同じく JTEKT の岩本様にお引き受け頂くことになりました。岩本様、前の方に来て頂きまして、一言ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

②新運営幹事 就任ご挨拶

④【JTEKT(中国)投資有限公司 岩本氏】

JTEKT チャイナの岩本です。前任の布川から引き継ぎまして、IPG の幹事をさせていただくことになりました。宜しくお願い致します。まだ赴任して2週間強、1月4日に来たばかりなので、本当にタクシーに一人で乗るのも苦労している状態なので、何ができるかちょっと分かりませんが、これから少しずつ頑張りたいと思いますので、宜しくお願いします。

(司会)

本件は全体会合での決議事項となりますので、皆様、もう一度すみませんが、ご承認の場合、拍手をもってご承認を頂けますでしょうか。有難うございます。では岩本様、今後幹事のお役目を宜しくお願い致します。

ではここから、各ワーキンググループ (WG) の活動報告に移らせて頂きます。最初に自動車、自動車部品 WG の活動報告をグループ長の竹市様のほうからお願いしたいと思います。浙江省質量技術監督局との第2回価格認定プロセス研究会の開催報告、広州モーターショーでの消費者啓蒙活動報告、江蘇省 TSB との真贋識別セミナー、検査同行報告、この3点になります。竹市様、宜しくお願い致します。

③自動車・自動車部品 WG 活動報告

⑤【自動車・自動車部品 WG 竹市氏】

今回から、前任のホンダの加藤様の後を引き継いで WG リーダーをつとめますトヨタの竹市でございます。宜しくお願い致します。最近の活動内容を簡単にご紹介させていただきます。

資料2をご覧ください。これは以前より、価格認定プロセス研究会ということでやっている活動ですが、問題意識と致しましては、後を絶たない模倣品に対して、厳罰化を促進するというので、刑事罰を要求するためには、ご存知の通り、中国では価格の問題がございます。そのため、実務的には一体価格の設定がどうなっているのか、そもそもどういうプロセスになっているのか、を調査確認することが重要という問題意識から昨年より活動を始めております。江蘇省から始めた活動で今回は浙江省の TSB と打ち合わせをしました。特にこの資料に記載されているように、移送基準の判断プロセスと行政処罰の決定プロセスというところを中心に議論しました。今後もこの活動を続け、刑事移送の関係がで

きるだけクリアになればいいなと思っております。また、この問題は今、経済産業省様と商務部とで開催されている日中知財ワーキングのテーマにも入れていただけるように聞いております。そちらの活動ともうまく連携と言いますか、ご指導を頂ければ良いなと思っておりますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

資料3をご覧ください。広州モーターショーでございます。例年10月に開催されてますが、今年は例のアジア大会の関係でクリスマス前後に開催されているということになりました。広州モーターショーでの我々の活動は今年で3回目なんですけれども、モーターショーに訪れる車認識の高い方々に対して模倣品の存在と危険性をアピールするということをやっております。また、その結果を検証するため、来訪者に対してアンケートを実施し、効果検証を実施しております。今年度も1000件あまりのアンケートを頂戴することができ、現在分析中でございます。毎年やっておりますけれども、我々の活動により模倣品があるんだということ、模倣品が危険だということをつかんだという評価を頂いております。また今年は色んなメディアの方にも取り上げられ、その中で模倣問題は車のデザインのコピーの問題ばかりと思っていたものの、模倣部品の方がユーザーへの危険が高い問題であることを理解したということを書いて頂いております。今後も引き続き続けていきたいと思っております。

資料4をご覧ください。これは江蘇省 TSB での真贋識別セミナーでございます。ご存知の通り、昨年10月に、国务院温家宝総理が号令をかけて、半年間に渡ってすすめられている模倣品対策のプロジェクトです。それを受け江蘇省の TSB から情報提供等の協力の申し出がございまして、WG としての協力をすべく、一つとしては真贋識別セミナーの情報提供、それと常州市で実際に摘発をするという活動をいたしました。常州市での活動は二日間にわたる摘発ということで、途中なかなか難しいこともあったとは聞いておりますけど、いずれも予定通りに終わったと聞いております。簡単ですが、以上です。

(司会)

竹市様どうも有難うございました。続きまして、インターネット WG のアリババ・タオバオイベント参加報告について、ご参加されました幹事の宮腰様からお願い致したいと思います。宜しくお願いします。

④インターネット WG の活動報告

⑥【インターネット WG 宮腰氏】

それでは、お手元の資料5をご覧ください。昨年11月19日に中国最大手の電子商取引サイトを運営するアリババ・タオバオ社からの呼びかけにより、インターネット上で氾濫する模倣品や海賊版の対策についての意見交換や情報交換を初めて行いました。当日は、アリババグループの本社のある浙江省の知識産権局や AIC の方にもご出席頂き、権利者は、IPG、QPBC のメンバー企業、中国企業など合計で 89 社もの参加がございました。各代表から、それぞれネット上の模倣品対策に関する取り組み状況の紹介などを行いまして、IPG からも資料裏面にもございますように、ソニーの李経理、JETRO の宮原部長に代表してご発言を頂きました。各代表の発言の後に、事前に権利者側からアリババ・タオバオサイトに伝えておりました質問に対して回答する Q&A コーナーがありましたが、こちらは時間の

関係もあって、アリババ・タオバオサイトで選んだ比較的回答しやすい、無難な質問に対する解答に留まりまして、期待して集まった権利者からは多少ブーイングが起りましたが、アリババ・タオバオサイトにも非常に誠意をもって対応して頂いておりまして、つい先日、当日回答できなかった質問について、一部ではありますが、追加で回答が送付されてきたと聞いております。アリババ・タオバオサイトの方からもすぐには解決できない難しい問題もあるが、今後も年に2回ぐらいのペースで定期的にこうした意見交流会の場を設けて前向きに取り組んでいきたいという旨の、発言もございましたので、IPGとしても継続して交流会に参加をしていく予定でおります。同時に、インターネットWGにて、IPG独自でも、アリババ・タオバオとの意見交換会を予定しております。ちょうど明日、21日2時半から3時半、JETROの上海センターで開催されますので、お時間があって、オブザーバー参加を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでお問い合わせください。以上です。

(司会)

宮腰様、どうも有難うございました。続きまして、江門・拱北税関真贋識別セミナー報告を水際WG長の石川様からお願いしたいと思います。石川様、宜しくお願い致します。

⑤水際WGの活動報告

⑦【水際WG 石川氏】

YKK中国社の石川と申します。資料6をご覧ください。江門税関、拱北税関セミナーの開催報告となっております。拱北税関は中国南部における輸出拠点として重要な税関であり、水際WGでのアンケートでも、過去数年間の差し止め件数がトップクラスの税関となっております。また江門税関に関しましても、江門エリアは、広東省での対外貿易の重要な港となっており、この2か所の税関を12月上旬に水際WGで訪問し、12月2日に江門税関、12月3日に拱北税関へのセミナーを開催しました。

活動報告として裏面をご覧ください。江門税関のセミナーは、11社のメンバー企業が参加して発表を行いました。セミナー後の税関参加者へのアンケートでは、税関側はこのようなセミナーを開催する必要がある、また税関職員の知識を更新すると同時に権利者との交流を通じて、知的財産権、権利侵害の最新動向を理解することができる、という有難いコメントもいただきました。今後も継続してセミナーを開催していきたいと考えております。

また拱北税関でのセミナーでも、拱北税関における知的財産権保護業務の重要性について、処長から発言があった他、今行われております知財保護キャンペーン中の業務について言及されました。特に拱北税関でのセミナーの際に、馳名商標であれば業界に問わず、保護することができるの見解も頂き、今後、馳名商標を取得している企業様に関しては、馳名商標を活用して、税関保護をさらに活発化させたら良いと思いますので、参考にしていただけたらと思っています。以上です。

(司会)

石川様、有難うございます。続きまして、特許 WG から上海 IPG 会員向けアンケート結果について、特許 WG 長の田邊様より、全体像をお話し頂きまして、その後、WG の竹内様から、結果をご説明して頂きたいと思っております。田邊様、宜しくお願い致します。

⑥特許 WG の活動報告

⑧【特許 WG 田邊氏】

花王中国の田邊と申します。宜しくお願い致します。資料 7 をご覧ください。一枚目の部分に 2010 年度の特許 WG の活動について記しております。参加メンバー、鐘紡化粧品、JUKI、アルバック、ニフコ、花王の 5 社で行っております。ご覧の通り、1 番目の職務発明と報償金規定に関するところ、それから明細書チェックに関するところ、それから特許クリアランスに関するところ、それから特許法改正に関するところ、それから特許侵害の抗弁権、権利会社に関するところ、こういったテーマで進めております。それぞれについて方法としましては、主に IPG 参加されている企業向け調査と事務所向けの調査を中心に検討を進めております。本日は、そこにあります、明細書のチェック、特許クリアランスについて鐘紡化粧品の竹内様からアンケートの結果をご報告して頂きます。宜しくお願い致します。

⑨【特許 WG 竹内氏】

皆様こんにちは。カネボウ化粧品の竹内と申します。私の方から、先ほどリーダーからお話がありました、会員企業様向けのアンケートの結果報告をさせて頂きます。特許 WG では、特許に関する情報収集活動、それから皆様への情報提供活動を中心とした活動をしております。それで今回、会員企業様、もしくは中国の特許事務所様に対しまして 4 つのアンケートを実施しております。本日はこの中で明細書のチェックのアンケートと特許クリアランスに関するアンケート、ともに IPG 会員企業へのアンケートの結果についてご報告いたします。なお、その他の結果の詳細は、別途特許事務所様にて報告書を作成して頂いておりますので、そちらで報告するように致します。

まず、明細書のチェックのアンケートですが、こちらに関しましては、44 社の企業様からご回答頂いております。大きく分類しますと、このように 4 対 6 の割合で化学系、非化学系の会社様からご回答を頂いております。

このアンケートの内容ですが、設問 1 では、発明の分野ごとにどんな拒絶理由がありますかという設問となり、設問 2 では、パリ条約経由で中国に出願した場合、原文ベースで修正追記が可能ですが、その際どのような修正追加、追記事項がありますかという様な設問になっております。まず、設問 1 の発明の分野毎の拒絶理由ですが、ここでは全ての発明分野を合わせて集計した結果になります。最も多いのは進歩性違反、2 番目が新規性違反、3 番目では請求項の記載不備にあるサポート要件違反、の順で挙がっております。今回は発明分野毎に回答を頂いておりますので、それぞれの発明分野について分析ができるのですが、先ほど述べました化学系と非化学系に関する発明に分けてその傾向を見ますと、その両者の傾向が若干異なっておりまして、化学系の方では 1 番目に進歩性違反、2 番目にサポート要件違反がありまして、3 番目に新規性違反となっております。一方、非化学系では、1 番目に進歩性違反、2 番目に新規性違反となり、3 番目が請求項が不明確である、といった拒絶理由になっておりまして、発明の分野により拒絶理由の種類が変わる事が判ります。

今回の設問1では、「請求項の記載不備」という項目を細分化した形で選択肢を準備しておりましたが、これらを纏めると、全体の四割を超えて、「請求項の記載不備」という拒絶理由がかなりの割合を占めることが判りました。この結果に関しましては、『知財管理』という雑誌にも関連する記事が載っています（※Vol. 60 No. 12）ので、そちらのほうもご参照頂ければと思います。

それから設問2ですが、修正追記内容が多い項目として挙げられていますのが、原文誤記の修正、それから請求項の範囲の拡大・縮小や削除です。

以上の内容を纏めると、拒絶理由としましては、請求項の記載不備、若しくは進歩性違反、新規制違反の拒絶理由が多いという事、それから出願内容の修正としては、請求項の範囲の拡大・縮小や削除が多いという結果から、文献調査を十分行った上で適切な請求項の設定を行う事が必要ではないかと思えます。それから請求項の記載不備に関しましては発明の分野により拒絶理由の種類も変わってきますので、それぞれの発明分野の傾向に応じた対応を実施していく必要があるのではないかと考えます。また原文誤記の修正が多い事が今回確認できましたので、翻訳時もしくは移行時の誤記チェックをきちんと行う必要があると考えます。

続いて、特許クリアランスのアンケート結果ですが、こちら設問数がかかなり多くなっておりまますので、抜粋した形で報告いたします。ご回答頂きました企業様は45社ということでした。まず各社様の環境に関する設問があります。設問0のほうでは中国での研究体制の設置状況、設問1では中国での特許担当者の配置状況を聞いております。研究体制の方では4割強の企業様が設置している様です。また、特許担当者の配置状況は未だ29%、約3割にも満たない弱程で、十分な体制ができているということではないようです。しかしながら十分な体制ができてない中でも、中国特許のクリアランスは、半数以上、約6割の企業様で実施しているという回答でした。

それから、検索式の作成、若しくは調査範囲ですが、まず検索式を作成するうえではIPC分類を優先的に決め、そこから技術用語で絞るといようなパターンの回答が多かった様に思えます。調査対象としては、この時点で抽出されたものは全てを調査対象としますと回答される企業様が大変多くございました。

この様に得られました特許の最初のスクリーニングですが、これらのスクリーニングを誰が行うかという質問に対しましては、日本の知財、もしくは日本の研究部門が見るとい場合が多い様ですが、この段階ですと、中国の知財部門や研究部門、または日本や中国の特許事務所・調査会社が調査するといった回答もございました。

それから得られた特許のどこに着目するかというところですが、公報のフロントページを主に使って、最初のスクリーニングを行う傾向が強い様です。

最初のスクリーニングによってある程度絞り込んだ後の公報の確認ですが、この段階になると、先ほどとは少し傾向が変わりまして、日本の知財、もしくは日本の研究部門がチェックしていくという傾向が強くなり現われています。更に公報の確認する事項も独立請求項や全請求項等、請求項をチェックしていくという割合が多くなっていることが判ります。次に侵害判断はどの部門が行うかという設問に対しましては、日本の知財部門が行うとの回答が圧倒的に多くなっております。侵害判断に関しましては、研究開発部門ではなく知財部門が中心になって判断を行うという結果になっております。

次の設問は、特許クリアランスによって抽出された要注意特許の法的状況を監視しているかどうかという設問です。ウォッチングの実施・未実施については、実施するとお答えになった企業様が67%となり、特許クリアランスで抽出された特許というのは、そのまま法

的状況を監視する対象としている様です。その法的状況の監視をどの部門が実施するかという設問に関しましては、日本の知財部門が実施するとの回答が大半を占めました。それから、SDI の実施状況、つまり中国で新たに発行されます公開特許公報や登録特許公報の定期的なチェックの有無ですが、SDI は日本で実施するという回答が多くなっています一方、「実施せず」と回答される企業様が半数以上ありました。中国特許の SDI は、今の段階ではまだ半数に満たない企業様で実施されているという状況の様です。最後に他社特許の監視を行う上で中国の特許制度上、もの足りないと感じる点を自由に挙げて頂きました。包袋閲覧が自由にできないという意見、出願人名の表記が多様であるため日本のように認識番号を付与すべきという意見、または国際分類の付与が不明瞭であるという意見もございました。更には実用新案や意匠の実体審査がなく悪意による権利行使の濫用を抑制する仕組みがないために対応に苦慮する等、多数の意見を頂きました。この場をお借りして、今回多くのアンケート、また設問数が多いにも関わらず、ご回答にご協力頂きました企業様に対しましてお礼を申し上げたいと思います。どうも有難うございました。報告は以上となります。

(司会) 田邊様、竹内様どうも有難うございました。続きまして、特許法改正意見交換会開催報告を幹事の土谷様にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

⑩【特許法改正意見交換会開催報告 土谷 氏】

ニフコ企業管理上海の土谷と申します。第二回特許法改正意見交換会開催のご報告をさせて頂きます。昨年12月17日に天達律師事務所の張先生、林達劉事務所の魏先生等をお招きして第二回特許法改正意見交換会を開催いたしました。第一回目は昨年2010年1月22日に開催したのですが、その後一年が経過して法改正後の制度運営状況等が把握され始めましたのとWG活動において新たなる検討しなければならない事項が発生して参りましたので、これらの点を明らかにするために第二回の意見交換会を開催いたしました。論点としましては、職務発明に関する点と特許侵害に対する抗弁権と明細書の記載手段その他となっております。これの論点につきまして、意見交換された内容に関しましては、後日調査報告書という形で纏めて公表する予定になっておりますので、そちらのほうをご覧ください。以上です。

(司会) 土谷様、どうも有難うございます。続きまして、農薬WG長の大上様から国家農薬部訪問報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

⑦農薬WGの活動報告

⑪【農薬WG 大上 氏】

住友化学上海の大上です。

資料9に沿って要約を説明させて頂きます。

昨年12月21日に、上海JETRO及び農薬WGとして、農薬製造販売の監督部門である農業部に農薬模倣品の現状及び農薬WGの活動を伝え、今後の農業部による積極的な模倣品対策への取り組みを促すことを目的として、農業部及びその後、引き続き、農薬検定

所を訪問しました。農業部では、JETRO 及び農薬 WG として模倣品の表示巧妙化の傾向と分析に関する説明及び上海 IPG の農薬 WG の活動報告を行いました。

これに対して、農業部より、日系メーカーの模倣品の現状及び模倣品に対する取り組みについて詳細報告を聞き、状況を良く分かったと、取組に対して評価したいというお話がありました。またこのような意見交換会を年に一回は継続したい。

しかし、交流をするなら、どのような課題で開催するかというのが重要なポイントになるだろうというコメントがありました。

(司会) 大上様、どうも有難うございます。続きまして、浙江省工商管理局向け真贋識別セミナーの開催報告をご参加されましたハリス様のほうからよろしくお願ひしたいと思ひます。ハリス様、宜しくお願ひ致します。

⑧浙江省工商管理局向け真贋識別セミナーの開催報告

⑫【浙江省工商管理局向け真贋識別セミナーの開催報告 ハリス 氏】

ご紹介頂きましたケンウツドのハリスと申します。浙江省工商管理局向けの真贋識別セミナーの開催状況を紹介させて頂きます。資料 10 をご覧になってください。2011 年 3 月までの間、中国各政府部門では知識産権保護キャンペーンを実施しています。浙江省工商管理局内部のトレーニングの一部として、権利者より法施行会員に対して日系企業の製品概要、模倣品の概要、真贋識別ポイントなどを説明することによって、当局における模倣品取締の効果を高めることを目的として 2010 年 12 月 21 日火曜日の午後 2 時から 3 時半まで、浙江省杭州市にある浙江省工商局的トレーニングセンターでセミナーを開催しました。浙江省工商局側は経済検査総隊の朱所長をはじめ、杭州や温州、金華など全省各地の AIC 工商局から合計 126 名が出席されました。上海 IPG のメンバー企業は 10 社が参加して各社よりプレゼンテーションをされました。参加した 10 社の上海 IPG メンバーはこれまでのセミナーと同じように企業及び製品、模倣品の概要、正規品及び模倣品の流通状況、権利登録状況、過去浙江省における案件事例、真贋判別及びの判断ポイントなどを説明しました。合わせて末端部への情報伝達促進を目的として事前に用意した権利者の講演資料、自動車部品の WG 各社のワークリストなどの関連情報を CD に収録して当局の参加者に配布しました。以上です。

(司会) ハリス様 有難うございました。では、次の議題に移らせて頂きます。⑨になりますけれども、2011 年度上海 IPG 活動計画につきまして、上海 IPG グループ長の岩間様のほうから事業実施アンケート集計結果報告及び江蘇省 TSB—上海 IPG ブラント保護連携フォーラム 2011 年度計画案についてご説明を頂けますでしょうか。宜しくお願ひ致します。

⑨2011 年度上海 IPG 活動計画

⑬【2011 年度上海 IPG 活動計画 岩間 氏】

まず、2010 年度上海 IPG 事業実施アンケートの結果でございますが、これは資料 11 をご覧くださいませ。今回は 56 社の皆様から回答を頂きました。誠に協力ありがとうございます。この資料に書かれておりますように、大変多岐に渡ってご記入頂いておりますので時間の関係がありますので、いちいちご紹介致しませんが、後でよくお読み頂きたいと思っております。私ども幹事団と致しましては、ご意見を踏まえまして今後の計画を立てさせて頂きたいと思っておりますが、一言で申し上げますならば、いろいろご意見を拝見しておりますと、今までの活動によりまして、基本的に必要なプラットフォームや活動形態はすでにかなり整っているというように皆様御認識頂いているように感じます。しかしながら、時には新しい問題や課題も出て参りますし、取り組みをしてもなかなか改善が進まないという問題もございます。また、会員企業様の数も既に 150 社を超えておりますので、なかなか特定企業の特定問題に対応するという事まではできないと思っておりますが、先ほど申し上げたように基本的に必要なプラットフォーム或いは活動形態というのはそこそこできあがっているのではないかと思いますので、従来の活動で継続すべきものは継続し、さらに新しいテーマに対しては臨機応変に取り組んでいきたいというように思っております。事業計画アンケートに関しましては、以上でございます。

続きまして、本年度の江蘇省 TSB とのブランド保護連携フォーラムに関する活動計画案でございますが、これに関しましては、資料 12 で 1 枚に取りまとめてございます。この活動も本年度で 4 年目を迎えますが、従来の活動の内容の実績、そして皆様から頂戴いたしましたアンケートを拝見いたしますと、基本的には従来の活動にご満足頂いている声が多いように思っております。従いまして、今年の活動に関しましては、基本的には従来の活動を継続し、発展させていきたいと思っております。具体的な活動項目と致しましては資料 12 にございますように、総会、そして啓発活動、備忘録の活用、ブラックリストの活用、真贋識別セミナーの展開、交流会、ポケットブックの活用といったようなことを継続、展開していきたいと思っております。因みに、資料の一番上に、11 年度の総会を 4 月に南京で開催するように書いてありますが、下の詳細計画のほうにありますように、現在 4 月に連雲港で開催することを検討中でございます。連雲港、ご存知の方も多いと思いますが、山東省寄りにありまして、若干上海からは遠い所でございますが、これは資料の下に書いてありますようにたまたま質量技術監督会議がその時期そこで開催されますので、それを利用して各地の TSB への情報発信をして、彼らと連携の機会を増やすことを目論んでいるからです。また具体的な日時、場所が決定しましたら、ご連絡させて頂きませんが、どうぞ、総会には大勢の皆様のご参加を宜しくお願い致します。以上でございます。

(司会) ありがとうございます。続きまして、岩間様、石川様、IIPPF と官民合同実務レベル・ミッションについて、お願いできますでしょうか。

⑩IIPPF 官民合同実務レベル・ミッション

【岩間 氏】

IIPPF との官民合同実務レベル・ミッションの参加報告をさせていただきます。私は 11 月 28 日から 12 月 1 までの 4 日間の行動に全部参加させて頂きました。資料は 13 でございます。YKK の石川様は水際 WG 長としまして、税関総署の訪問に参加されておられます

ので、その部分は後で石川様にご報告を宜しくお願い致します。私が参加いたしました活動に関しましては、資料の13に書かれてございますので、訪問先或いは訪問先との意見交換の内容といったものを読み上げることは避けさせていただきますので、これをお読みいただければと思います。私のほうからは、往々にして話題になります上海 IPG と IIPPF が如何に連携していくべきか、その点に関しまして参加した感想をご報告しておきたいと思っております。

結論から言いますと、私の感想は、IIPPF の活動というのは、例えてみれば、放火による火事が頻繁に起こってるエリアの監督当局に対しまして、消火器の種類や置く場所とか、放火犯を訴える方法の改善や再犯予防対策を要請するような、そういう感じの活動だと思います。

一方、私も上海 IPG に属している企業に必要な活動は IIPPF が行っておられます、そういった活動に加えまして、現場で消火器を持って火を消しに走り回ったり、或いは単独で、或いは当局と一緒に放火犯を現行犯で捕まえたり、捕まえた放火犯に賠償請求をしたり、といった言わば現在燃え盛ってる火、或いは火種を消すということが我々にとって重要な活動内容のひとつではないかと思えます。従いまして、IIPPF の活動はバックに日本政府がついていることもありますので、これはこれでやはり重要で有意義なものです。活動のインターバルが半年に一回とか年に一回とかであったりしますので、火事現場で、燃え盛る火を消す必要のある我々としましては、それだけを頼っていたり、それだけを待っているわけには参りません。従いまして、一方で長期的、大局的な取り組みとして IIPPF と連携できる部分は連携を取りつつ、それとは別に、私も従来通りニーズに応じて現場での活動に取り組んで行けば良いのではないかと思いました。以上で報告を致します。

(司会) 有難うございます。石川様宜しくお願い致します。

⑭【石川 氏】

税関総署訪問に、参加させていただきましたが、内容は資料13に書かれており、そちらをご覧ください。私の簡単な感想ですが、税関総署を訪問した際、対応いただいた李処長は、かなり長く、かなりの枚数の建議書ですが、事前に全ての文章に目を通して頂き、全てにきちんと回答いただきました。元々こちらから質問を投げかけて、回答いただく形で進めておりましたが、時間の無駄であり全ての建議内容に回答を持っているので「今、答えます」と全部答えていただく進め方になりました。李処長は、時間の無駄なことは止め、質疑応答、対話をしたいとおっしゃられ、有意義な意見交換ができたかと思っております。李処長自体も実務レベル・ミッションに対して期待をして頂いているようですので、今後も年に一回ですが訪問して、色々建議をして、議論ができるのではないかと思っております。以上です。

(司会) 岩間様、石川様、有難うございました。次に⑮の議論になりますが、2010年度第四回中国知的財産権関連法勉強会につきまして、土谷様お願いできますでしょうか、

⑮2010年度第四回目の中国知的財産権関連法勉強会

【2010 年度第四回目の中国知的財産権関連法勉強会 土谷 氏】

資料 14 をご覧ください。2010 年度第四回目の中国知的財産権関連法勉強会を 2011 年 1 月 21 日金曜日の午前 9 時半から上海国際貿易中心で行います。今回のテーマは「中国への技術移転、ライセンスにおける留意点」となっております。メンバーの方々でご関心のある方は、まだお申し込みのほうに余裕があるそうですので、事務局までご連絡ください。以上です。

(司会) 土谷様、有難うございました。最後に⑫になりますが、3 局 IPG 参加要件の統一化につきまして、幹事の長澤様からよろしくお願い致します。

⑫3 局 IPG 参加要件の統一化

【3 局 IPG 参加要件の統一化 長澤 氏】

カシオ（上海）の長澤でございます。資料の 15 をご覧ください。

現在、中国で三つの IPG が存在しております。北京 IPG、上海 IPG、広州 IPG とございます。昨年 10 月に開催された第 10 回グループ長会議におきまして、それぞれの IPG の会員規約の共通化を計ることによって、他の IPG への参加を促進しようという議論がされました。その内容が纏まっておりますので、ご報告したいと思います。それぞれの IPG の設立経由が異なりますので、会員資格がそれぞれ異なっておりました。その内容を共通化しようというのが目的でございます。

具体的には 2 ページ目をご覧ください。第一に正規会員の要件の一つとして、日系企業、日系法律事務所、日系特許商標代理事務所のいずれかに属することということが決定されております。それ以外の要件を課すか否かについては、各 IPG が決定することができます。第二にいずれかの IPG の正規会員である人は他の IPG が参加する全体会合に参加できるということです。第三は、非正規会員がほかの IPG へ参加するにはその他の IPG の規定によるということについて議論されまとめられています。本件について何か疑問点がございましたら、事務局の方へ言って頂く様にお願いします。以上です。

(司会) 長澤様、有難うございました。以上で報告事項のほうを終わらせて頂きますが、新規会員の方で、TJM デザイン様はいらっしゃってますでしょうか。では、すみません。一言、前の方でご挨拶頂戴できればと思います。

【株式会社 TJM デザイン 大久保 氏】

初めまして、株式会社 TJM デザイン特許グループの大久保と申します。慣れない上海、ちょっと最初から遅刻してしまったのですが、大変申し訳ございませんでした。私ども TaJIma というブランドで建築関係の職人さんが使われるような測定機械、巻尺とか大工道具のようなものを作るメーカーです。1995 年に中国に進出して来ているんですけれども、この 15 年の間、業績自体は決して悪くないのですが、やはりコピー品

の問題ということがございます。私ども TaJIma というブランドでやっているのですが、社名が TJM デザイン、ちょっと AKB 系統的な社名に、社名変更したのですが、その TJM というブランドを逆に先に抜け駆け登録をされたりということもございまして、コピー品、商標抜け駆け登録、こういったことが目前の問題としてございます。この IPG に参加させて頂きまして、いろいろな情報交換させていただきながら、解決を目指していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。有難うございました。

(司会) 有難うございました。以上のほうで報告事項を終わります、続きまして、時間を少々頂戴しまして、事務局から数点ご連絡等を行わせて頂きます。本日お手元の方に配布させて頂いております模倣品被害事例と対策、そして模倣品被害という二つの冊子は、日本の愛知県様が製作したものを頂戴し配布させて頂いております、本日は、愛知県産業労働部より室田主管にお越し頂いておりますので、一言この冊子についてお言葉を頂戴できればと思います。お願ひします。

【愛知県産業労働部 室田氏】

愛知県の室田でございます。まず、お詫びから始めたいと思います。

本日お配り致しました模倣品被害事例集は中国語版だけでございまして、日本語で作りました冊子は大変好評ですべてというか殆ど捌けてしまい、今日、お持ちすることができませんでした。

日本語の冊子につきましては、今日お配り致しましたこの概要版の見開きの下の方にアドレスがございますけれども、Web ページから PDF でダウンロードできます。こちらを見ていただきますと、本日の配布版と違いカラーで作ったものがございます。お手数でございましてよろしくお願ひします。一方、中国語版につきましてはホームページ上では公開しておりません。本日お配りしましたこの冊子がすべてでございます。何かの節にご利用頂ければ、幸いです。どうもありがとうございました。

(司会) 室田主管、どうもありがとうございました。

※安藤次長によりアナウンス

(司会) 次に、事務局からの連絡でございます。本日は記念すべき上海 IPG の 50 回目の全体会合でございますが、本会合に引き続きまして、夕方 6 時 15 分から記念式典のほうも開催致します。ご出席頂く皆様方におかれましては、よろしくお願ひ致します。本記念式典では後ほど講演頂きます経済産業省、長尾審議官や泉総領事のご出席も予定しております。また記念式展では上海 IPG の歴史をご紹介します。DVD、或いは冊子のほうも作成致しました。お配りさせて頂きます。式典にご出席できない会員の方々にも後日またお渡しさせて頂きますので、事務局の方にお尋ねください。

次に、本会合の参加応募システムとしまして、今回から使用してまます新会合案内システムでございますが、皆様、使い勝手方は如何でございますでしょうか。新しいシステムにつきまして、またご意見等、事務局のほうからお伺ひすることがございますので、その際

には、またご協力をお願い致します。

では、最後に JETRO のほうの事務局でございますが、少し人員が変わりましたので、ご紹介をさせて頂きたいと思えます。新しく JETRO に入社致しまして上海 IPG 事務局に加わります江でございます。一言挨拶の方をお願いします。

【JETRO 新人紹介 江さん】

皆さん、こんにちは。先月の 1 日から JETRO 上海知識産権部に所属されました江と申します。出身は福建省で今年は 24 歳です。大学では日本語を専攻し、2008 年から 2009 年までの約一年間は日本の大学で交換留学をしておりました。前職は IT 関連でソニーのグローバル物流システムの保守の仕事をしておりました。仕事の経験が不足しているため、皆様にご迷惑をおかけいたしますが、やる気だけは人一倍ありますので、是非宜しくお願い致します。

(司会) 江さん、有難うございます。もう一人ですが、三年に渡り、IPG の事務局で活躍して参りました、JETRO の王遠亭でございますが、この度、JETRO の人事異動で知識産権部門から違う部門に異動することになりました。本人も後ろ髪を引かれる思いだと思いますが、長年に渡り、皆様に可愛がっていただきましたので、本人から一言ご挨拶させていただきます。

【JETRO の人事異動 王遠亭さん】

JETRO 上海センター知的財産部の王遠亭でございます。確かに 2008 年の 2 月に知識産権部に入り、ちょうど三年間になりました。この三年間で最初、知財の仕事から化粧品 WG、事務機種 WG、記録メディア WG、水際 WG を担当することになり、また中国知財問題に関わる各地の AIC とか、TSB、税関、法院、公安、知識産権局など、いろいろな活動を展開してきて本当に勉強になりました。先ほど話した通り、ちょっと社内人事異動で来週、知識産権部から安藤次長のところに異動することになりました。安藤次長も知財を担当していますので、おそらく、今後また知財関連のイベントを手伝うことがあると思いますが、引き続き、宜しくお願い致します。どうもありがとうございました。

第二部 講演会

講演① 「知的財産保護（中国）に関する経済産業省の最近の取り組み」

(司会) 王さん、ありがとうございます。新しい職場でも頑張ってください。では、皆様どうもありがとうございました。このまま第二部の講演会に移らせて頂きます。幹事の皆様方、有難うございました。お席のほうへお戻りくださいませ。

では、講演の部でございますが、最初に経済産業省大臣官房審議官である長尾正彦様から「知的財産保護（中国）に関する経済産業省の最近の取り組み」についてご講演を頂戴致します。では、長尾審議官、よろしくお願い致します。

【経済産業省審議官 長尾正彦 氏】

ご紹介頂きました経済産業省製造産業局の長尾でございます。今日、北京から上海に移動して参りました。北京はスカッと晴れてたんですが、なかなか飛行機が発たないので、どうしたかなと思いました。上海が雪で空港が多分除雪作業で時間がかかるということで、機内で一時間半ぐらい待たされました、この会議に間に合わないかなと、ちょっと心配したんですけれども、ギリギリ間に合いました、皆様とお会いできたことを本当に嬉しく思っております。

先ほどの活動報告を伺っておりましたが、上海 IPG の皆様方のお取組みが非常に熱心だなど、且つ具体的で、しかも、皆様も、どんどんいろいろな情報を得ながらバージョンアップされてるなと思いました。素晴らしい活動だなというふうに私も実感させて頂いた次第でございます。

今日短い時間でございますけども、少し政府の取り組みということで、ご紹介ございました日中知的財産権 WG 等の方の活動状況をご報告させて頂きたいと思えます。知財 WG についてはご存じの方が多くかと思えます。IIPPF、或いは IPG の活動とも上手く連携して頂いておるつもりでございますけれども、やはり知的財産分野、模倣品対策、権利侵害におきましては、どうやって中国側に理解をしてもらい改善をしてもらうかが重要でございます、できた当初はなかなかスムーズに運ばない感じもございましたけれども、段々回を追うごとに順調になりまして、皆様ご存じの通り、政府側の手ごたえ、具体的な取り組み、かなり加速してきたような気が致しております。2009 年の 6 月には、私ども経済産業省、中国政府の方では商務部が取り纏めということで、覚え書きを交換いたしまして、日中政府機関が一度に集まって協議を行う WG が設置されたところでございます。

第一回目の会合は、2009 年 11 月に東京で開催を致しました。非常に問題となってますインターネット上の模倣品、海賊版対策とか、それから再犯、類犯が絶えないということで、こういったところを議論させていただきました。この時の WG では議題の 1 にありますように、中国インターネット上の知的財産権の侵害の解決に向けて商務部とインターネットシンポジウムを開催することに致しました。昨年 5 月にご参加頂いた方もいらっしゃると思えます。タオバオ、或いはアリババなどを日本にお呼びして日本の権利者と率直な意見交換を行っております。現在はまさに上海 IPG のほうに議論の場を移しまして、意見交換が継続されておりますけれども、道筋をつけることができたという意味で、非常に有意義な会合であったのではないかと感じております。資料 16 のほうで同じものをお配りしてございますので、そちらもご参照頂ければと思えます。

それから、第二回目の WG、これは昨年 10 月に北京で開催致しました。日本政府からは経済産業省、特許庁、警察庁、文化庁など 8 機関、中国政府からは商務部、工商総局、海関総署など 9 機関が参加して、多岐に渡るアジェンダで、2 日間の議論を行いました。本来、私は共同議長を務める予定だったのですが、ほかの予定が重なってしまいまして、特許庁の橋本審査業務部長に頼みまして、共同議長を務めてもらいました。ちょうど昨日、北京に立寄り、商務部の楊副巡視員と第二回 WG の合意議事録への署名をして参りました。今日、本当は議事録をお配りするつもりであったのですが、間に合いませんでした。後日事務局のほうから、サイン、署名入りの合意議事録を皆様にもお配り頂けるようでございますし、是非、ご活用頂きたいと思えます。この合意議事録は経済産業省のプレス公表資料のホームページにも来週あたりには載せるつもりでございますので、ご活用いただきたいと思えます。当初は、公表する合意議事録を作るということは中国政府側もネガティブだったのですが、「そう言わないでやりましょうよ」ということで、公表を含めて合

意を頂いたということでございます。何か皆様方、政府或いは政府機関のほうに働きかけをされる場合には遠慮なくお使いください。知財 WG ではこのようなことをやっているのではないかとということでご活用頂ければ、これも一つの武器になろうかと思っておりますので、ご紹介しておきたいと思っております。

合意議事録の作成は、第一回目にはできなかったのですが、第二回目はできたということで、これ自身も大きな前進だと思います。いくつかの合意した中身の中でご紹介しておきたいのは、資料に 1、2、3、4、と記載されているものです。まず、一つはインターネット上の模倣品、海賊版対策でございます。皆さんご存じの通り、昨年7月にインターネット上の商取引に関する管理弁法が施行されまして、工商総局の権限も拡大されたわけでございます。これに基づきまして、日本政府のほうからインターネット上の権利侵害についての情報提供をして、工商総局に対応を求めるといったスキームを作ろうではないかと提案しました。経済産業省と工商総局の間で具体的な手続きについて調整するという合意が議事録の中にも書かれておりますので、これが一つの進展だと思います。早速、昨日この関係で SAIC の国際合作司と協議を致しまして、少し意見交換を行って参りました。これまでは中国の侵害サイトが発見されても、サーバーが中国にある場合、日本の警察も事実上なかなか手出しできないということで、そこから進まなかったんですけど、この合意もできましたので、この問題の解決に向けた、まず第一歩がスタートできるのではないかとということでございます。

それから、もう一つ合意議事録の中に、執行当局の取締の強化に関する合意がございます。これは皆様が被害を受けている、他人の商標を商標権者の許諾を得ないままに営業の看板などに使用する行為対象としたものでございます。工商総局のほうからは、ケース By ケースであるものの、原則としては商標権侵害として対応可能であるという正式な見解を得ておるところでございます。それから合わせまして、違法看板の撤去の申立に対応しない地方の AIC を、列挙したリストを提示したところ、工商総局からもリストを参考に当該 AIC に対して前向きに指導を行うという合意を頂いておるところでございます。看板問題も棚上げされたままになっていましたが、問題意識を持ってもらって動き出した、これも一歩前進ということで今後中国政府の活動に期待してもいいのではないかと考えております。

それから AIC に関して、AIC が流通分野をしか対応せず、生産分野は担当してないと主張する AIC が一部にあったので、おかしいのではないかと中国側に釈明を求め、商標権侵害については流通分野、生産分野に区別なく、工商局の担当であるという明確な回答を得ております。皆様にも流通と生産を気にせず遠慮なく AIC のほうに、問題意識をぶつけてもらって、もし不適當な AIC がおられたら、この合意議事録を見せて頂いて、違っているんじゃないかというふうにご指摘頂ければと思います。

それから、三番目のところに書いてございますが、不法経営額の適正な算定についてでございます。ご存じの通り、中国の知財侵害に対しては、行政と刑事のダブルトラップがございまして、不法経営額 5 万元、日本円で 70 万円ぐらいの一定の基準を超えた権利侵害に限って、刑事手続きに入ることになってます。皆様もお気づきの通り、その運用が地方によってバラバラであったり、正しい算定が行われていないのではないかとこの問題が随所で見られています。実際刑事手続きに行く数が極めて少ない、残念ながら、それが今の現状です。従いまして、司法解釈に沿った正しい価格認定を実施して頂きたいという日本の問題意識をこの WG に伝えまして、一応日中共同で不法経営額の算定セミナーを中国全土で開催していくということにも合意できました。早速、今年から動き出したい

と思います。模倣品被害が顕著な沿岸部の省を手始めに、セミナーを開催したいと思っております。ご当地を含めて IPG の皆様方には是非ご協力を頂ければ有難いなと思っておりますのでございます。

皆様お気づきの通り、中国政府の温家宝総理の指示の下で、総理を先頭としまして、関係省庁が一同に会して、特別行動を起こすという期間に入っております。中国政府もまさに今、特別行動の真っ最中ということもございまして、やはり偽物が横行しているだけの国ではいけないというところは、ハイレベルの理解が相当進んでいることから、具体的なアクションに来ております。要は今後は地方レベル、それから現場レベルでの浸透を促すということですね。そういう意味でもこの知的財産 WG の活動というのは貢献できているのかなあと思っております。このような結果に繋がっているのも、日々上海 IPG の皆様方始め、いろいろなどころから具体的な侵害事例を頂きまして、具体的に示していくというのが非常に大事なことでございますので、ここに改めてお礼を申し上げたいと思っております。今後とも中国政府に対して説得力と迫力がある議論ができるように、引き続き皆様方もご協力を頂ければ有難いなと思っておりますのでございます。私のほうからは以上ご報告させて頂きました。今後とも宜しくお願い致します。

(司会) 長尾審議官、どうも有難うございました。皆様、ここで一旦コーヒブレイクに入らせて頂きます。今から約 10 分ほど、ここから出たところにコーヒを用意しておりますので、そちらのほうでおくつろぎくださいませ。開演の時はお声をかけさせて頂きますので、ご参集ください。宜しくお願い致します。

皆様、間もなく講演会の再開を致します。お席のほうへお戻りくださいませ。では、全体会合を再開させて頂きます。本日は浙江省高級人民法院、知識産権審判庭から高毅龍様にお越し頂いております。高様から「知的財産権の権利侵害に対する賠償金額確定の最新動向」につきまして、お話いただきます。では、高様、宜しくお願い致します。

講演② 「知的財産権の権利侵害に対する賠償金額確定の最新動向」

【浙江省高級人民法院 知識産権審判庭 高毅龍 氏】

皆様こんにちは。本日は上海 IPG からこのような貴重なチャンスを頂きまして大変嬉しく思います。本日、私の講演では「浙江省における知的財産権に関する概要状況の報告と知的財産権の権利侵害に対する賠償金額確定の最新動向」について紹介したいと思います。本日は時間の関係がありますので、挨拶は簡単に省略させて頂きます。このグラフには 2009 年から 2010 の浙江省における知的財産権の案件の受理状況を示しております。浙江省は中国における経済が強い省の一つでありまして、また知的財産権を重視している省でもあります。浙江省における特許申請の量と権利授与の量はいずれも中国のトップに入っております。このグラフに示すようにこの 8 年間で浙江省における知的財産権の受理の件数が非常に速いスピードで成長しております。例えば 2008 年に浙江省が受理した、第一審の知的財産案件の数は 1600 件でした。2009 年度は 2800 件でした。今年 4900 件以上でした。この 2 年間の成長幅は 70%以上に達し、中国のほかの省を遙かに超えております。受理した知的財産権案件の中には様々なタイプがあります。例えば、特許権、商標権、著作権、不正競争、技術提携などいろいろなタイプをカバーしております。特に、近年来

は科学技術の進歩に伴って新しいタイプの知的財産案件の問題が絶えず現れています。特にタオバオをはじめとするインターネット取引によるトラブルが絶えず頻繁に発生しております。また、最近では音楽製品のダウンロード、映画製品のダウンロードなどが新しい問題となっております。

三番目のグラフは浙江省における涉外知的財産権の関連案件の数を示しております。浙江省には外商取引企業が沢山ありますので、この海外企業の投資に伴いまして知的財産権の関連案件数も急増しております。この海外の投資企業の中には日本の有名企業の子会社も含まれております。我々の原則としては、案件の当事者は海外の人であっても、国内の人であっても、それに関わらず一律して平等な保護の原則に従って対応しております。ここにいくつかデータがありまして、例えば、海外の権利者が原告として訴訟を起こして賠償金額を要求したときに賠償金額をもらった割合は非常に高いです。方式には、判決、調停、和解などいろいろあります。データによりますと、海外の権利者が原告となった訴訟の案件に関しまして、賠償金額をもらった案件は毎年 95%以上に達しております。昨年は 99%に達しました。ですから、海外の権利者は、中国は地方保護主義が強いからと、大変心配しておりますが、実際、浙江省におきましてはその心配はいらないということです。

このスライドは、浙江省における知的財産権訴訟管轄人民法院の数を示しております。浙江省の中には 103 の人民法院がありまして、103 のうち、高級法院が一つ、中級法院が 11、海事法院が一つ、それから県クラスの下級法院が 90 ヶ所あります。しかし、すべての法院が知的財産権の民事案件を審理する管轄権があるというわけではございません。中国の民事訴訟法によって、中国の知的財産権に関する民事案件には集中管轄と指定管轄という管轄制度が採用されているからです。全省の 11 ヶ所の中級法院はいずれも商標、著作権、不正競争案件を管轄する管轄権を持っております。しかし、特許、IC 回路などの技術性が高い知的財産案件に関しましては、指定管轄制度が採用されております。11 ヶ所の中級法院の内、8 ヶ所の法院は特許案件の審理権限を所有しております。下級の法院が知的財産権案件の管轄権を所有するためには、まず、ある程度案件数が必要とされます。それから省法院、最高人民法院の同意が必要となっております。90 ヶ所の下級法院のなかで 23 ヶ所の下級法院は、訴額が 500 万元以下の商標、著作権、不正競争の案件の管轄権を所有しています。

義烏の裁判所について少し紹介したいと思います。中国では知的財産権に関する民事、刑事、行政に対する審判はそれぞれ違う審判庭で行われています。例えば、民事の場合は民事審判庭、刑事の場合は刑事審判庭、行政の場合は行政審判庭、それぞれの場所が違います。ところが、この三ヶ所での審判体制というのはあまり合理的ではないかもしれません。例えば、それぞれで審判の基準が違うという問題があります。ですから、今後、知的財産権に関する司法保護の力をより一層推進するために、私たちは現在、知的財産権に関する刑事、民事、行政案件の審判を一つの知識財産権審判庭という専門の審判庭に集中する「三審合一」という作業を推進しております。三つの審判庭を一つの審判庭に集中させる作業は、現在義烏の人民法院でテスト的に行われています。義烏は皆様ご承知のように世界で有名な小物市場であります。義烏の人民法院では三年前からこの「三審合一」のテスト作業が行われまして、今まで、三年の運用を経過しました。大変国際社会から注目されまして、好評を得ています。

次に私たち浙江省における知識財産権損害金額賠償確定の新しい動向と典型的な事例について紹介したいと思います。近年、浙江省の各レベルの人民法院は社会的な影響が高い、

そして非常に注目度が高い案件を審理しました。例えば、ここに書いてありますように正泰グループがシュナイダーエレクトロニクス社に特許侵害を訴訟提起した案件がその一つです。この案件は今までの中国第一審の判決の中で賠償金額の一番高い、そして第二審の中では和解金額が一番高い特許侵害案件として知られております。これは、2009年度の中国知的財産司法保護トップ10案件の一番最初に選ばれた案件でした。これが選ばれた理由は、この特許の内容は小さいですが、非常に重要な意義があるから選ばれました。皆様、多分ご存じと思いますが、正泰グループもシュナイダー社も世界で有名な電気関係の会社です。双方は、グローバル範囲で競争に勝つためにいろいろな知的財産権の訴訟案件を提起しています。この案件は双方が争った数多くの案件の一つに過ぎません。この中で、正泰グループは高分離小型サーキットブローカーという製品の特許を所有しておりました。それで2006年、正泰グループはシュナイダー社が生産した製品が自社の実用新案特許を侵害したとして温州市中級人民法院に訴訟を提起してシュナイダー社に対して権利侵害の即刻停止、権利侵害製品の廃棄及び経済損失費として3.34億元の賠償金の要求を出しました。温州市中級人民法院は審理した結果、権利侵害であることを認定しまして、権利侵害行為の即刻停止と正泰グループに対して3.34億元の経済損失の賠償という判決を下しました。

判決が下された後に、シュナイダー社はこれを不服として、浙江省高級人民法院に上訴しました。浙江省高級人民法院は数回に渡り、双方の調停業務に注力しました。その結果、双方はグローバル和解協議を達成して、本件に関しても協議が設立しました。シュナイダー社が正泰グループに対して補償金として人民元1.57億元を賠償することが合意されました。このような正泰グループとシュナイダー社のトラブルの調停は我々が携わった数多くの案件の一つの典型的な事例と思います。

私たちの統計によりますと、高級人民法院で審理した知的財産案件の中で60%以上の案件は訴訟の後に和解という方式で解決されました。なぜ知的財産のトラブル案件に対して調停、和解という方式に力を入れるかということ、我々の認識として重要なことは単なるトラブル解決だけではなくて、調停を通じ、当事者が対抗から協力に向かう姿勢に転換してもらい、知的財産の一層の活用と成果への転換を実現したいということです。やはり知的財産権というのは、活用されているからこそ価値があり、活用されないと、実際の権利自体も価値がないという認識です。実際、我々が審理した案件の中で当事者クロスライセンスが実現されたケースもありました。例えば、原告が被告に権利を与えて、被告が持っている特許を原告に与えて、お互いを協力体制に転換させたケースがかなりありました。我々の実務の中では一部海外の権利者が中国訴訟の調停制度に対してあまり認識がなく、調停を誤解していることがかなりありました。ですから、海外の権利者が和解、調停を拒否する。つまり、和解、調停というのは被告を庇うという認識がかなりの事例で見られました。実際はこの調停制度というのは権利侵害行為の迅速な停止、賠償金の順調に支払に繋がっています。それから、訴訟のコスト削減に対して大変重要な意義があることが理解されていません。ですから、本日セミナーの場を借りまして、ご来席の皆様も中国知的財産権の訴訟における調停制度に対して、十分な認識をして頂きたいと思います。万が一将来、このようなトラブルとなった場合には是非調停という方式で解決して頂きたいと思います。

時間が限られておりますので、私が紹介する内容は私たちの知的財産権審判業務を全べ紹介することは不可能です。本日は主に知的財産権の損害賠償金額の確定の新しい動向、そして関係の典型的な事例についてだけ、ご紹介したいと思います。我々審判業務の中で

権利侵害の事実に対する認定は非常に重要ですが、認定された後の賠償金額の確定についても大変重要な業務であります。権利侵害者に対してある程度の賠償金額を負担させることは、権利者に対する救済手断となっているからです。しかし、実務上権利侵害に対する賠償金額の確定は、審判過程において非常に困難な問題だと思います。

ご承知だと思いますけど、中国の知的財産権の法律、それから関係の司法解釈によると知的財産権の権利侵害案件における賠償金額は、主に四つの方法によって確定されます。

- まず、権利侵害者の侵害行為が権利者に与えた損失を確定の根拠とします。これは民法の中で定められたルールです。
- 二つ目は権利者の損失が確定されない時に権利侵害者が権利侵害行為によって得た利益を根拠として賠償金額を確定する方法です。
- 三つ目は権利者の損失或いは権利侵害者の不当利益が両方とも確定できない時に、権利者による第三者へのライセンス費が真実、かつ合理的であれば、当該ライセンス費を参照し、ライセンス費の一倍から三倍までを根拠として賠償金額を確定するという方法です。
- 四つ目は上記の方法、つまり権利者の損失、権利侵害者が得た不法利益、それからライセンス費の3点のいずれも確定できない時には、人民法院は法律の規定に従って法定賠償金額を適用する、つまり案件の具体的状況に応じて法定賠償の幅の中で自由裁量権で決めるということです。法定の賠償幅について、今のところは人民法院の中で商標と著作権の案件に関しては人民元 5000 元から 30 万元以下、特許の侵害案件は 1 万元から 100 万元の中で賠償金額を定めています。

4つの方法は全て法律によって定められた賠償金額の確定方法です。しかし、司法実務の中では案件のタイプは千差万別ですから、法律の規定と必ずしも一致しないかも知れません。

例えば、最近は次のような事例がよくあります。当事者が訴訟途中で、法廷外で賠償協議を達成するケースです。人民法院は、法的な根拠はないものの、当事者間で合意された賠償金額、或いはその賠償金額の計算方式に関する協議結果は、これを認めて、賠償金額の確定根拠とすることができます。ですから、最新動向の一つは、当事者の双方合意による賠償金額の確定が可能となったことです。

ここに書いてありますように、高儀という会社が吉泰という会社を商標専用権侵害で提訴した案件はその典型的な事例です。高儀という会社はトイレとかお風呂用品の製造会社です。この案件の中で、高儀社は二つの商標を持っていました。吉泰会社は、これまでに何回も高儀社の商標権を侵害し、工商局、税関に処罰されたことがありました。そして、吉泰社は、以後再びコウギ社の商標権を侵害した場合には、高儀社の損失を賠償するという承諾をしました。この賠償の計算式は高儀社の同一/類似製品の新製品の市場価格に被告の商標権侵害品の数を乗ずるという計算式で賠償することで合意されました。しかし、その後、吉泰社は自らの承諾に違反し、商標権侵害品を作りました。私たち中級人民法院は、前に承諾された計算式に従い、吉泰社が高儀社に対して人民元 350 万元を賠償するという判決を下しました。

最新動向2としては、的確な証拠により、権利侵害による経済損失、若しくは不法に獲得した利益額が法定の最高賠償金額を超えた場合、案件の全体事情を考慮して法定金額の最高制限金額を超えても、合理的な範囲であれば、賠償金額を確定できるようになったということです。単純に、一方的に法律の解釈に従う場合は、賠償金額が足りないので、権利者の損失を賠償できず、権利侵害者の侵害行為を補助するという立場になります。権利

侵害行為に対しより強い打撃を与えるために、私たちは全体的な状況を考慮して、法定金額の最高金額を超えても賠償するように確定できます。これに関する典型的な案件は上海ペプシコーラのブルーストーム(藍色風暴)商標に対し権利侵害が提起された案件です。この案件の中で、浙江省の藍野という会社はブルーストームという商標を所有していました。この商標の使用範囲はコーラ、飲料、ビールを含んでおります。上海ペプシコーラは販売活動の中でブルーストームの標識をポスター、商品棚、それから直接コーラの外部包装にも使いました。藍野社は上海ペプシコーラがその商標権を侵害したとして、杭州中級人民法院に対して提訴しました。経済損失額として300万元の賠償を要求しました。また、訴訟では上海市工商局の資料が提出されました。その資料は2005年度のペプシ社の純利益が1.3億元があったという財務資料でした。杭州中級人民法院の審理結果は上海ペプシコーラはこの製品の中でブルーストーム標識を使ったものの、商標として使ったということではなく、あくまで販売促進用のものとして使ったというものでした。その理由は、商品にペプシの商標も同時にあったからです。ですから、一般公衆に誤認させるような結果には至なかったという意見でした。中級人民法院は藍野社の訴訟請求を却下しましたが、我々高級人民法院の審理結果では、上海ペプシコーラは、商標としては使わなかったものの、藍野社から見れば、自社の製品がペプシ社の商品に認識されてしまうのではないかという逆方向の商標権利侵害行為に認定されました。浙江省高級人民法院は最終審理の中で判決として、ペプシ社に対して藍野社に経済損失300万元の賠償を命じるよう判決を下しました。つまり浙江省高級人民法院は藍野社の要求を全面的に支持したという結果でした。この案件の中で浙江省の藍野社は自らの損失を証明できる確実な証拠がなく、ペプシ社が不当に得た利益の具体的な金額の証拠も提出することができませんでした。また第二審判庭でペプシ社はブルーストーム商品の生産期間と販売エリアだけを説明しました。これ以外の情報、例えば、権利侵害製品の具体的な生産、販売数、販売利益、販売行為によって得た利益額、といった証拠や資料は一切提出されませんでした。しかし、高級人民法院は藍野社の要求を全面的に支持しました、主に注目した点は、まずペプシコーラが提供してくれたブルーストームの宣伝計画、実施した方案計画書、セールスプロモーションに投入した資金の量、セールスプロモーションに対する新聞報道、そしてペプシが世界で非常に成功しているブランドとして、市場の影響度が高いことなどを証拠として立証しました。一番重要だったのはペプシ社が工商局に提出したその財務諸表です。財務諸表では、この一年間でペプシコーラの純利益は1.3億元あったということでした。ですから、そういう総合的な証拠を考慮してペプシ社は、間違いなく法定の50万元以上の不当利益を得ていたという事実を認定しました。ですから、ペプシ社は藍野社に対して300万元の経済損失を全額賠償するという判決を下しました。

現在、中国の知的財産権の司法保護の政策方向性は、保護力を拡大するものです。保護力の拡大の中で重要な内容は、権利侵害行為による賠償金額の拡大です。賠償金額の拡大によって権利者は十分な補償が得られ、権利侵害者の権利侵害行為のコストはアップします。権利侵害行為に対する処罰の力、権利侵害行為の抑制力として、非常に重要であると認識しております。

これは最新動向3です。スライドに書いてありますように権利侵害者の重大かつ主観的意図による権利侵害の再犯及び悪意のある侵害行為に対して、権利者の請求内容、権利侵害者の主観的意図による過ちの程度、持続期間の長短及び行為による社会的な影響などを考慮して損害賠償額を増加します。ここにも典型的な案件があります。光華という文化用品の会社が佳和というペンの製造工場を特許権侵害で提訴した案件です。以前、佳和社が

光華社の特許権を侵害したため、裁判所から3万円の賠償金額の判決がありました。ところが、この判決が発効された後も光華社は引き続き権利侵害行為を継続していました。光華社は再び中級人民法院に対して提訴し、権利侵害賠償の金額として30万円を要求しました。第一審、第二審ともに、明らかに重大かつ主観的な意図による権利侵害の再犯の典型だとなり、判決の内容は光華社の訴訟要求を全面的に支持し、全額30万円の判決を下しました。

これは最新動向4です。証拠提出妨害規則に適合する場合は、権利者の賠償請求を支持します。数多くの案件におきまして、権利者は証拠保全の要求を提出しています。ところが、権利侵害者は証拠保全などの義務を履行しないで、或いはそれを拒否することがかなりありました。例えば、訴えられた権利侵害者が財務諸表、帳簿などの証拠の提出を拒否する。或いは裁判所の押収、差し押え業務を邪魔するというようなケースがよくあります。このような妨害行為があるときには、私たちは普通は罰金などの手段を取り入れますが、情状が非常に重い場合は、刑事責任を追及することもあります。訴えられた権利侵害者が証拠保全などの訴訟義務の履行を拒否した場合、権利者から提供された基本証拠をもって権利者が主張した権利侵害行為が成立すると推定できるというのが我々の見解です。また、訴えられた権利侵害行為が成立することを前提として、権利侵害者が財務諸表や帳簿などの証拠の提出を拒否したため、不当に得た利益が確定できない場合、私たちはその権利者の主張した損害額が成立すると推定できます。典型的な事例として、瀋漢標が広州市恋衣公司という家庭用品の会社を訴えた特許権侵害案件があります。この案件の中で、権利者は権利侵害者による侵害行為が非常に甚大であるとして、200万円賠償金を要求しました。また、証拠として権利侵害者の財務諸表を保全するよう要求しました。ところが、このような証拠保全の要求が出されて裁判所がそれを認可した後に、権利侵害者はこの義務の履行を拒否しました。最終的に我々は審理の中で権利侵害者の不当利益が200万円に達したと推定しました。推定の結果によって、判決をして全額を賠償するような判決を下しました。

最新動向の5です。法定賠償の酌量要素の細分化です。先ほど説明した4種類の賠償確定方法がありますがけれども、実際に90%以上の案件は法定賠償の範囲内で決められています。法定賠償方法は非常に簡単でやり易いですが、賠償の範囲は非常に広いです。例えば、特許権の場合は1万円から100万円の間の幅、幅が広いということです。1万円から100万円の間にいかに正しく、公平で、合理的な賠償金額を確定するかが重要となります。合理的な金額の確定は、特許権の侵害行為を裁く力の拡大にも繋がりますし、また権利者の権利維持コストの削減に繋がります。私たちが特許権侵害の審判実務で一番困っている問題だと思います。ですから、このような幅が広い範囲内で、できるだけ酌量要素を細分化し、できるだけ賠償金額を公平、合理的にするため、裁判官の自由裁量権の規範を目的として、私たち浙江省高級人民法院は2009年に、「浙江省高級人民法院の特許権紛争案件の審理における法律の適用問題に関する若干の意見」を発表しました。この若干の意見の中で、私たちは法定賠償の酌量要素に関し、12の要素を定めました。もちろん全ての案件に対して、12項目全部当てはまることはないと思いますので、できるだけ当てはめて、これを適用するよう努力しております。スライドの中に全部書いてありますので、説明を省略いたします。一つ製品の部品の権利侵害案件についての例を挙げ、少し説明したいと思います。例えば、賠償金額を確定するときには、全体の製品における権利侵害部品の役割を考慮します。もし、この部品の役割が大変重要であり完成品の技術的な機能或いは効果を実現させるポイントの部品である場合は、完成品の全体的な利益、またそのほかの要素を取り入れて賠償金額を確定することができます。逆に、もしこの部品が完成品の中で

ごく一部の効果しか果たしてない或いは役割はアシスタント的な役割である場合、完成品の利益を根拠とせず、部品自身の価値を根拠とします。そこから、完成品における一部の役割の割合を計算します。そういう部分的なもので計算するという事です。例えば、このキャップの場合、完成品のボトルの価値で計算はしません。この場合はキャップ自体の価値とボトルに占める役割の割合を総合的に計算して賠償金額を計算します。

最新動向6は、知的財産権の実際の利用状況によって賠償金額を確定するというものです。とりわけ、商標案件の中で出現しています。一部の人は自らの商標を登録して、或いは商標の譲渡を受け、商標を所有します。しかし、その目的は商業活動で商標を使うことではなく、当該商標を所有し、他人の権利侵害を待って高額の賠償を請求することにある場合があります。実際に使われなかった登録商標に対して、保護を与えるかどうかについては、今までに様々な意見、色々な争議がありました。しかし、最高人民法院が2009年に発表した「知的財産権の審判業務が経済発展の回復の寄与に関する意見」の中に明確な意見が出されました。このスライドに書いてありますように、意見内容では、保護を請求する登録商標が実際には商業用途で使用されなかった場合、民事責任を確定するときに、権利侵害の停止を命令することを主要な方式とし、賠償金額を確定するときに利用されなかった事実を釈明するように規定されています。権利維持のために支出された合理的な費用以外に、実際の損失とそのほかの損害がなければ、通常訴えられた権利侵害者の利益は賠償の根拠にはならないということです。つまり、この意見の原則は、商標を登録することは商品を開発して実際に市場に流通させることが原則であり、商標登録だけをして、訴訟を起こして賠償金をもらうためのものではないという決定的な意見が出されました。ですから、私たちの最新の業務の中で、実際に利用されなかった商標の場合は、例えば侵害されても侵害を止めるだけであり、利用停止以外の、例えば金額賠償などの判決は一切しない態度です。ここにも典型的な事例があります、王という人が広東省の中凱という会社に中凱という登録商標に対する商標権侵害を提訴した案件があります。王という人は中凱という登録商標を所有していました。この中凱という商標を使用できる範囲には、コンピュータ及びその周辺設備、音像設備などがありました。私たちの調査した結果によると、この商標は今までに王という人が、わずか一回だけ空白のディスクに使ったことがあり、他の映像製品には一切使ったことがありませんでした。2008年、この王という人は広東省の中凱有限公司が作ったディスク製品の上に中凱という商標が使用されていることに対して、商標権侵害に基づき、浙江省高級法院に経済損失費として人民元50万円の賠償要求を出しました。第一審の裁判所は、権利侵害行為を認め、賠償するように判決を下しましたが、中凱会社は不服として高級人民法院に上訴しました。私たち浙江省高級法院の審理結果において、間違いなく中凱会社はオウビエンの持つ登録商標権を侵害しました。しかし、王という人はこれまでにビデオや映像製品の領域で中凱という商標を使ったことがありませんので、中凱会社の権利侵害行為は王という人に対して現実的な経済損失をもたらさなかったと認定しました。その結果、高級人民法院は賠償金額に対して調整をしました。我々の意見としては実際の損失、その他の損害の根拠がなかったので、賠償金額として王という人が権利侵害行為を止めるために要した。弁護士費用とその他の合理的な費用を認定し、最終的には3万円の賠償金額の判決を下しました。私の紹介は主に以上で終わります。

最後に私のコメントとしまして、企業の皆様及び業界団体の皆様には是非私たち知的財産権の審判業務に対していろいろなアドバイスを提出して頂きたいと思います。私たちの業務をよりよく遂行するためにはアドバイスが不可欠ですので、是非メールなどの方式で皆

様の意見を提出してください。1時間半の時間を掛けて私のつまらない講演を聞いて頂いて本当に感謝申し上げます。有難うございました。

（司会）高様、どうも有難うございました。時間の都合により、ここで質疑応答を一、二問だけ、限られた時間でさせて頂きたいと思います。ご質問がございます方は社名、お名前をおっしゃって頂いた後にご質問を頂ければと思います。

【日本の弁護士 谷口氏の質問】

私は日本の弁護士で谷口と申します。私は日本の特許裁判も経験しておりまして、今浙江省高級法院の特許権侵害の損害賠償額の認定方法についてお伺いしましたが、これまで比較的少ない損害額しか認定しなかった中国の裁判所の損害認定を超えた認定をされておられまして、非常に私は感銘を受けまして、日本の知財裁判の認定に近づいてきたかなというように思いますので、是非この際、浙江省高級法院の管轄される省内だけではなくて、中国全土にこのような考え方が普及するように願わずにはられない状態です。

【高 氏の回答】

私たち浙江省高級法院の知的財産権の審判業務を認めて頂きまして、ありがとうございます。実際、私たちの知的財産権の審判業務も他の地域と同じように、同じ法律に従って行われております。知的財産権は革新ですから、知的財産権の審判業務も革新しなければなりません。今後も革新しながら徐々に進歩していきたいと思います。また、最近のインターネットの問題は国際的な問題ですので、海外の皆様の協力が必要です。今後、チャンスがあれば皆様と一緒に協力して、これらの新しい問題を解決したいと思います。

【日本の弁護士 谷口氏の質問】

最新動向6ですね、権利者が実施していない場合の損害賠償額の認定で、日本の場合は少なくともライセンス料すなわち実施料相当額は損害として認めています。

要するに権利者の逸失利益とか侵害者が得た利益は認めないけれども、実施料相当額の損害は認めるということですね。実施したことは間違いないのですから、ロイヤルティー相当額の支払いは逃れているわけで、浙江省高級法院ではそれは認めないのですか？

【高 氏の回答】

この問題に関し、時間の関係で簡単に紹介します。私たちが着目する重点は、この商標登録の所有者は商業活動を行うために登録のではなく、意図的に賠償金をもらうために登録したものである点です。そうであれば、私たちは権利侵害行為を止めるための合理的な弁護士費用だけを認可するという態度です。もしライセンス費が発生した場合は、認定も非常に複雑な作業です。ライセンス費に関しては、その関連企業の間でどのように支払われているか、この調査も大変大きな手間がかかり、複雑な問題となります。逆に実際に商標を利用する意図があって、且つライセンスを与える行為が真実且つ合理的であれば、私たちはこのような賠償金額ではなくて、もっと詳しく調査をして判決するということです。

(司会) 有難うございました。大変申し訳ございませんが、お時間の都合でこちらの講演を終わらせて頂きます。最後に浙江省高級法院の高様にもう一度拍手をお願い致します。

ここで再びコーヒーブレイクに入らせて頂きます。本日夜の記念式典に参加される企業の皆様にお願いがございます。これからコーヒーブレイクが十分程がありますけれども、そちらの時間の間に、皆様、ご出席される方のお名刺を一枚受付の方に御出し頂けますでしょうか。発票の方に使わせて頂きますので、宜しくお願い致します。では、また開始の時にお声を掛けさせて頂きますので、宜しく申し上げます。有難うございます。

講演③ 「デュポン中国の知財保護戦略について」

(司会) 皆様、また、全体会合を再開いたします。本日最後の講演は杜邦中国集团有限公司上海分公司の瀋建平様から「デュポン中国の知財保護戦略について」をご講演を頂きます。では、瀋建平様、宜しくお願い致します。

【杜邦中国集团有限公司 瀋建平 氏】

皆様 こんにちは。本日上海 IPG のご要請を頂きまして大変嬉しく思います。本日のチャンスを利用して、私たち杜邦グループの知的財産権における仕事の経験について皆様と一緒に交流したいと思います。本日の講演では、4 方面について紹介したいと思います。まずデュポングループ業務の内容について簡単にご紹介いたします。それから代表的な事例と当社の経験について紹介したいと思います。また、現在デュポングループが取り入れている知的財産権の関連対策、それから現在のチャレンジ及び今後の展望についてご紹介したいと思います。1 点目に入ります。デュポングループの業務内容についてご紹介したいと思います。このスライドに書いてあります、デュポングループの核心的な価値感についてご紹介したいと思います。価値感とは 4 方面ありまして、安全と健康、環境保護、最高レベルの職業マナーの順守、他人を尊重すること、誰に対しても平等に付き合うことです。

デュポングループの紹介を簡単にやりたいと思います。皆様はやはり当社の知的財産権に関する具体的な事例についてご興味があると思いますので、会社概要は省略させて頂きます。当社は 1802 年に創立されました。今年で 209 歳になります。当初の従業員 100 人から現在は従業員が 6 万人の規模になりました。2009 年度の売上は 300 億米ドルです。デュポン社は 3 世紀に渡り、主に 3 段階の発展をしてきました。第一段階は火薬、第二段階はケミカル、エネルギー、そして第三段階はテクノロジーを主導とする発展方向です。デュポンは 13 の部門によって構成されています。私は左上の先端的な種子、植物保護、栄養と健康の開発部門に所属しています。簡単に紹介しましたので、進んでいきます。これはデュポン社が発展を実現するための三大方針です。デュポン社のテクノロジーが人類に幸福をもたらすこと、そして新興市場における投資の拡大、三番目はデュポン社の全体的な実力を発揮することです。皆様には資料を配っていますので、これらのスライドは飛ばさせて頂きます。

このページをご覧ください。中国におけるデュポン社の歩みについて、1863 年にその当時の清王朝と初めてのオーダーを締結しました。皆様の中に知ってる人はいらっしゃる

ますでしょうか。これは、火薬です。先ほども紹介しましたように、デュポン社は火薬の製造から事業をスタートしました。1986年に再び上海事務所を開設してからこの30年間で私たちは10数社の合弁企業と全資の子会社を作りました。現時点で、中国における当社の活動規模は8億米ドルです。従業員数は6000名を超えています。2011年の投資額は12億米ドルに達する見込みです。当社の業務概要と中国における概要について簡単に紹介致しました。

本日の紹介の重点である案件の事例紹介に入ります。まず、一件目は南通での案件の事例紹介です。南通公安局の協力を得て、且つ南通市公安局からも重要視された案件でした。南通市公安局は本件を611案件と命名しました。背景についてご紹介したいと思います。この案件は殺虫剤に関連する案件です。殺虫剤は先ほど私が説明しましたように、人類に幸福を創造する製品で、この殺虫剤は時代を代表する殺虫剤です。この農薬は日本市場でも、おそらくうけるだろうと思います。農薬の残留濃度に対する規制が厳しい国でもこの製品は十分対応できるからです。簡単に言いますと、前の日に農薬を撒いた翌日でも作物を取ることができます。この殺虫剤の毒性が非常に小さいことから、環境に対する有効な製品と理解されています。2008年に市場に投入された新商品です。2008年の5月に新登場し、2009年には、すでに権利侵害品が市場に氾濫していました。この南通の会社は原薬を造る会社でした。実際に、これは二つの会社と関係があります。1社目は南通の振宇ファインケミカル有限公司、この会社は犯罪者に工場を賃貸しました。もう一つの会社は江蘇省正大農薬場という会社です。この農薬場は、原薬を製品化して包装する会社でした。私たちは半年の時間を掛けてターゲット、倉庫の所在地、それから人員配置の状況について調べました。ここに書いてありますように、この取締活動は南通市公安局から非常に強力な支援を得ました。警察プラス南通市TSBの補助警察や、警備員も入れて150人の体制で取締の活動を行いました。ターゲットとなったのは、違法行為のある会社が二つ、倉庫が三つ、それから自宅が三つで、計七カ所で取締活動を行いました。押収した完成品は全部で527件ありました。押収したラベルと包装は合計で67万3911枚ありました。凍結資金の金額は人民元500万元に達しました。実際に案件に関する金額は様々な統計によって、いろいろな発表金額がありますが、私たちは公安局が発表した金額、即ち3500万元という金額として記録しました。実際に押収した商品の中で一番重要なものはコンピュータでした。私たちは非常にうまくこのコンピュータのハードディスクに保存されていた販売のデータを復元しました。データをうまく回復させたので、販売先のメーカーのリスト、110社のリストを入手しました。この事例の紹介に入ります。主犯者の名前は姚という人で、この人は北京化工大学を卒業した人です。技術の譲度を受けた人は余という人で、この人は中国薬科大学の教授で、また南京にあるテクノロジー会社の総経理も務めています。どちらかという、知恵が高い者による犯罪でした。販売リストから見ると、この製品は国内のみならず、海外にも輸出されていました。輸出先国にはマレーシア、シンガポール、インドネシア、インドなどがあります。国内の販売地域は、中国の南から北まで、主な省を全部カバーしていました。ここにいくつかの写真が表示されていますが、これは全部南通の振宇という工場の外観図です。南通振宇と南通正大、この二つの工場は隣同士です。これは営業業務を行った事務室の外観図です。これは主要犯罪者の住宅です。これはもう一人の犯罪者の王という犯罪者の住宅です。これは倉庫です。皆様も多分知っていると思いますが、現在偽物を作る人たちの倉庫は郊外ではなくて、住宅の中に隠すのが特徴です。これはもう1ヶ所の倉庫です。この取締活動では、南通市の公安局から非常に強いサポートが得られました。事前に何回も秘密会議が開催されました。また南通市政府まで

調整の要求が出されました。これは複数部門の指導層による案件の内容を紹介する会議の場面です。これは犯罪容疑者の自宅現場を捜査するときに押収した預金証書です。これは一番最初の倉庫で、沢山の製品が倉庫内に積まれています。これは押収した偽物を車輛に積んでほかの場所に移送する現場です。これはもう一つの倉庫の押収の場面です。この倉庫からは主に原材料と生産用の補助材料が押収されました。これは包装用の空の容器です。一点言いたいことがあります。この空の容器の上にはどんなラベルを貼っても大丈夫です。ですから、同じな商品の場合にはいろいろな包装を利用していろいろな形で市場に流通させることができます。これは非常に重要な書類です。これは物流関連の書類です。コンピュータのハードディスクから復元したデータとこの書類のデータとを照合することができました。また、これは公安局の外部調査の時も活用されました。これは原薬を生産していた振宇ファインケミカ工場の取締の場面です。写真をご覧頂いて説明を省略させていただきます。これは浙江省の正大農薬場に対する取り締まりの現場です。案件の内容について、主に以上のように紹介しました。もし、ご質問があれば質問を頂ければと思います。質問がなければ次に進みます。

これから、当社のこれまでの経験と今後の展望について説明をしていきたいと思えます。まず、調査をする前に証拠を確定することがとても大事です。そのためには、有能な調査会社が必要だと思えます。有能な調査会社は、次の3点を備えないといけないと思えます。まず調査スタッフの能力です。2点目は法律執行機関との関係です。3点目はとても重要で業界での経験です。証拠を固めて、それから他の関連情報、ターゲットの確定も大変重要です。ここに書いてありますように、関連の法律を違反しない前提で法律の執行機構を通じて、正当なルートから当事者の情報、住所などを入手する、例えば家庭の背景、家庭の情報を入手することが大事です。これを入手してから始めてこの人を追跡することができますからです。もう一つは、案件について関連の法律機構に申し立て、取締りを調整する際、行政担当機構との調整が必要と同時に、検察機構、裁判所と情報を交換しなければいけないという注意点があります。実際、この案件を摘発する前に、私たちはまず現地の検察機構と裁判所と、ある程度の情報交換を行いました。なお、本件において当初は三人の犯罪容疑者を逮捕しました。その後、二人は処分保留のまま釈放されました。検察機構がこれを知った後に介入しました。介入の結果、処分保留のまま釈放された二人がまた逮捕されました。

また、犯罪規模の認定、外部調査への協力も、とても重要な業務だと思えます。例えば、ハードディスク中のデータの認定、今回はデータ復元方法を利用してデータを取り出しました。もう一つは、犯罪容疑者の銀行カードの司法鑑定、つまり銀行カードの場合にはいろいろな銀行口座の送金、或いは金額を受けた記録があります。送金、或いは金額を受けた記録は果たして違法な行為による金額なのか、これに対してやはり司法鑑定をする必要があります。そうすると、それ以後の証拠のチェーンの価値を高めることに対しても重要であるということです。

ここまで皆様ご質問がありますでしょうか。ご質問があれば、ぜひ提出してください。

(津田氏の質問)

日本の農薬工業界の津田と申します。

貴重ないろいろなケースをご紹介して頂き、ありがとうございます。

中国で農薬の生産、流通、輸出などが非常に厳しい法律の規定がございます。

特にこの中で、違法に経営している工場は生産許可書、営業許可書とか、農薬登録証など、

いろいろな許可証を持ってないと思います。先ほどのスライドで彼らは東南アジアの方にこの農薬を輸出していますが、彼らはどうやってこれを輸出しているのか、例えば、密輸で出したのか、それとも一般化学品の名前とか、これは税関コードで分かりますけれども、もし差し支えなければ教えて頂ければと思います。

(瀋氏の回答)

実際に、資格証書があるのはいいことでもあり、悪いことでもあります。後でまたチャレンジのときに紹介したいと思います。実際に今のような不法なメーカーが輸出するときには、やはり一般の化学製品の名義で輸出しております。或いは伝統的な農薬の名前で海外に輸出しております。ですから、税関と何回も交渉しましたが、税関では、あまり効果が見られておりません。特に一般の化学品の加工品で輸出する場合は通常の検査を受けないケースもよくあります。この場合で言いますと、登録証書とか営業ライセンスがあってもないようなものですから、現時点ではこういうルートで輸出されていると思います。

(分部氏の質問)

日本の弁護士の分部と申します。貴重な話を頂き有難うございます。一点質問ですが、銀行の先ほど口座について送金記録を司法鑑定したとのご紹介があったと思いますが、この模倣業者が持っている口座の送金記録の司法鑑定、これについてももう少し詳細にご紹介を頂ければ幸いです。

(瀋氏の回答)

通常は銀行の送金、或いは金額を受ける業務は知られていないので、この場合はやはり司法鑑定が必要です。司法鑑定によってカードの取引記録を全部調べることができます。その取引の記録の中で、どういう人からお金をもらったのか、或いはどういうところにお金を送ったのか全部把握できます。ですから、先ほど私が紹介した物流の書類と照合することによって、確かにこの偽物はこの人に売ったとか、その証拠のチェーンが形成できるということです。もちろん中国の法律法規、それから法律の執行部門の能力も向上しているのですけれども、偽物をつくる相手の狡猾さも非常に向上しております。例えば、銀行送金、或いはお金をもらった時に本当の名前を使わず偽名でお金を受け取ったりとか、ほかの人のカードを利用してやり取りを行うとか、こういう場合はやはり取り調べる必要があります。つまり公安局に依頼して様々な方面で、どういうルートから来たのか、いろいろな方面から取り調べが必要です。そうすると、はじめて証拠のチェーンが形成されて確認することができます。この案件は昨年の6月に行われましたが、今でも大量な調査業務が行われている最中です。以上答えでいかがですか。

私たちの権利保護と偽物の取締に関する考え方について紹介したいと思います。まず一点目はマーケットに進出できる技術レベルや資格を高くすることで偽物の追放を実現することです。二点目は自社のことは、自分の力で解決するという自立公約です。これは中国で長く生活すれば出来ると思います。つまり、自分の代理店が自分の商品を売る店に対して、自立するように偽物を売らないように、そういう仕事をきちんと行うことです。それから三点目ですが、正確にターゲットを絞ること、これも先ほど話したライセンスに関連があります。例えば一部の企業は合法的な手段で、ある農薬の登録をし、その容器の中に、

偽物を入れています。外部の包装が合法で中は偽物である、そういうケースもあります。こういうことを防ぐためには、やはり日々の努力が必要であると思います。後は、高額の特賞金によって原薬の不法生産場の摘発を奨励するという方針です。闇の原薬の生産を抑える方針として、中国のことわざに書いてありますけれども、ことわざを簡単に言いますと、カマキリが模倣品の業者であるセミを捕えようとすれば、必ず執行当局が後ろにいると。もう一つは高額の特賞金があれば融資をいくらでも募れるという言葉があります。

2011年度、弊社の計画では、権利保護スタッフの増員と重点地域の農薬検査処との全面的な協力を強化します。もう一つは宣伝業務の強化とツールの普及です。これまでは一手段だけで偽物の防止に勤めてきましたが、今後は複数の手段を同時に利用して偽物を防ぐために用いたと思います。例えば、2Dコードとか、電話による問い合わせなどです。また、一部の偽物製造者には偽造防止コードまで複製する者がいますので、一つの手段だけではなくて、複数の手段を同時に行うことによって識別していくということです。それから典型的な事例を宣伝用として民事訴訟、或いは刑事訴訟に移送するということです。本日、私たちは上海 IPG に出席することが出来まして大変嬉しく思います。デュポンは業界協会間の協力、例えば、CLI、CLC、QBPC との協力を進めることによって、より一層の連携によって、効果を挙げられるように努力していきたいと思います。それから中国国内の業界協会との協力を強化することも、今後大変有益な協力だと思っています。

我々のチャレンジの部分で言及しましたように、今一番大きな問題は模倣品、偽物を隠して売ることです。つまり、外観上は合法的でその中身は問題品、そういうものが社内の知的財産権を侵害しているというのが現状です。すでに数百種類のこのようなものが発見されました。単純に外観から見れば、違法と認定できません。中の成分を分析してから、初めてこれが模倣品であることが分かります。これは当社にとって一番大きなチャレンジだと思っています。それから、偽物の生産と販売に携わる企業の数が多くなり、また偵察に抵抗する手段も発達しています。物流の手段も発達し、偽物を作る人員と貨物を分離させる方法を用いています。つまり、偽物が押収されても偽物を作る人までは追及できないということです。不法な輸出が非常に大きな影響を与えています。これは中国の名誉を傷つけるだけではなくて、デュポン社の信用も傷つける行為です。そのチャレンジに対して、当社はこれから農業部、工業部との連携と協力を緊密に行うことを目標としています。また政府に協力や連携を求めるときには、単に「協力してください」という普通の話だけではなくて、やはり現在存在している案件、或いは情報を一緒に持ち込んで一緒に検討してもらうことが大事だと思います。そうすると、初めて案件を通じて協力が緊密になるということです。それから専門の調査会社と公安局との協力を引き続き展開します。また今年 QBPC は公安局との訓練セミナーを複数回開催するようですので、公安局との連携によって公安による打撃の力を増進していきたいと思います。

最後に、税関と共に権利侵害品の輸出に対して打撃を与えたいと思います。これに対して、現在は中国税関と EU の税関との間では、すでに情報交換の体制が構築されました。IPR という組織の中で、このような情報交換の体制が実現されています。今後、アメリカのほうにも拡大していきたく思います。EU との情報交換体制については、つい最近温家宝総理が EU を訪問した後に実行された体制だそうです。また、最近の話を聞くと、すでにドイツのハンブルク税関が偽物を押収した時に偽物の発送者などの情報を上海税関に通知したというような話を聞きました。私の講演は以上で終わらせて頂きます。皆様ご質問があれば是非ご提出ください。

(司会) 瀋様、どうもありがとうございました。では、デュポン中国の瀋様に今一度大きな拍手をお願い致します。

(瀋氏) 私の携帯電話は24時間電源が入っていますので、何か質問があればこの携帯電話にお問い合わせください。

(司会) ありがとうございました。皆様 長時間に渡りお疲れ様でございました。以上を持ちまして、第50回上海IPG全体会合を終了させていただきます。この後、お隣に会場を移しまして、18時15分を予定致しまして記念式典を開催致します。皆様におかれましてはご参加をよろしくお願い致します。有難うございました。お疲れ様でございました。